

国立大学法人小樽商科大学における個人情報の開示等に関する規程

(平成17年4月4日制定)

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号。以下「法」という。)に基づき、国立大学法人小樽商科大学(以下「本学」という。)において法を適切に運用するために、保有個人情報の本人開示等に関する手続について定めるとともに、入試情報、試験情報の本人開示に関する手続等について定める。

(定義)

第2条 この規程に掲げる用語の意義は、法に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 入試情報 商学部及び大学院商学研究科における一般選抜・特別選抜による入学者選抜に関する個人情報で、入学試験委員会、大学院商学研究科現代商学専攻入学試験委員会、大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻入学試験委員会(以下、各入学試験委員会をあわせて「入学試験委員会」という。)が別に定めるもの

(2) 試験情報 本学で行われる単位認定のための試験等の結果についての個人情報

(開示請求)

第3条 何人も、法及びこの規程の定めるところにより、国立大学法人小樽商科大学長(以下「学長」という。)に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 開示請求は、本学で別に定める所定の用紙を提出しなければならない。

(開示義務)

第4条 学長は、保有個人情報の開示請求があったときは、法第14条及び法第14条を具体化するために本学で別に定めた基準により不開示とされる場合を除き、当該保有個人情報を開示しなければならない。

2 開示請求があったときは、学長は、必要に応じ、この規程第10条に定める個人情報開示等検討委員会に諮問することができる。

(訂正請求)

第5条 何人も、法及びこの規程の定めるところにより、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実ではないと思料するときは、学長に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。

2 訂正請求は、本学で別に定める所定の用紙を提出しなければならない。

(訂正義務)

第6条 学長は、保有個人情報の訂正請求があったときは、法第29条及び法第29条を具体化するために本学で別に定めた基準により訂正をしないとされる場合を除き、当該保有個人情報を訂正しなければならない。

2 訂正請求があったときは、学長は、必要に応じ、この規程第10条に定める個人情報開示等検討委員会に諮問することができる。

(利用停止請求)

第7条 何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が、法第36条に抵触すると思料するときは、学長に対し、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）を請求することができる。

2 利用停止請求は、本学で別に定める所定の用紙を提出しなければならない。

(利用停止義務)

第8条 学長は、保有個人情報の利用停止請求があったときは、法第38条及び法第38条を具体化するために本学で別に定めた基準により利用停止をしないとされる場合を除き、当該保有個人情報を利用停止しなければならない。

2 利用停止請求があったときは、学長は、必要に応じ、この規程第10条に定める個人情報開示等検討委員会に諮詢することができる。

(個人情報相談室)

第9条 本学総務課に個人情報相談室を置き、保有個人情報の開示請求、訂正請求又は利用停止請求の受付、保有個人情報を保有する関係部署との協議、開示・訂正・利用停止請求者に対する送付の事務を行う。

(個人情報開示等検討委員会)

第10条 学長の諮詢に応じ、調査、審議するため、本学に、個人情報開示等検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 教員3名

(2) 事務局長

3 前項第1号に掲げる委員の任期は2年とし、学長がこれを任命する。ただし、再任を妨げない。

4 委員会の運営に関し必要な事項は委員会で定める。

(規程に定めのない事項)

第11条 保有個人情報の保護に関し、この規程に定めがないときは、法及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令の定めるところによる。

(入試情報の本人開示)

第12条 本学の行う入学者選抜の受験者は、学長に対し、当該受験者のみに関する入試情報の開示を請求することができる。

2 入試情報の開示請求は、受験者本人である旨を証する書面を添付し、本学で別に定める用紙を、入試課長に提出して行うものとする。

3 入試情報の本人開示に関し必要な事項は、入学試験委員会で定める。

(試験情報の本人開示)

第13条 本学教員は、当該科目履修者本人に対し、試験情報の開示をするよう努めなければならない。

2 前項の目的を達するため、答案、レポート等は、少なくとも1年間は保管するものとする。

(教育研究評議会での報告)

第14条 学長は、開示等の決定をした場合、この規程に基づく個人情報の開示等に関する

る状況を，年に一度，教育研究評議会で報告する。

(雜則)

第15条 この規程に定めるもののほか，この規程の運用に関し必要な事項は，学長が別に定める。

附 則

この規程は，平成17年4月4日から施行し，平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規程は，平成17年10月5日から施行する。